



新勤評反対訴訟団ニュース 第24号

09年 1月 10日
新勤評反対訴訟団
事務局

〒530-0047
大阪市北区西天満4丁目
3-3 星光ビル1階
連絡先：06-6311-1250

12月25日不当判決をはねかえすために 1月7日に原告105名全員で控訴しました 引き続き訴訟団へのご支援をお願いします

訴訟団声明(下記)にあるように、大阪地裁は「被告大阪府よりも大阪府寄り」の驚くべき不当判決を下しました。直ちに原告全員が控訴をして高裁で闘うことを確認し、1月7日に控訴をしました。私たちは、2月下旬までに提出する控訴理由書の中で地裁判決に対する全面的な批判と反論を行います。さらに12月21日の集会で確認したように3月下旬に再度大規模な集会を開いて、裁判でも大衆的な運動でも新勤評に対する闘いを強めます。引き続き一層のご支援をお願いします。

新勤評反対訴訟団事務局声明

新勤評反対訴訟12・25不当判決を認めることはできない
2009年をよい年にするためにさらに闘いを続けよう

大阪地裁民事7部吉田徹裁判長は、12月25日、私たちの起こした「新勤評反対訴訟」に対する判決を言い渡した。判決は私たちの主張をことごとく退け、全面的に棄却するというものであった。判決は、教員には「自己申告票提出の義務がある」と認定し、「システムに違法性はない」「給与反映も違法ではない」「不提出者は服務規律違反者」「不提出者に給与上の不利を与えることは裁量の範囲」と被告側主張を全面的に認めた。私たちはこの極めて一方的で杜撰な内容に驚き、あきれ果てた。

判決理由の大部分はまったく被告主張のままであり、その引き写しである。判決は、「勤務評定のあり方をどのようにするかは評価権者の裁量に属する問題」とし、多くの重大な問題点をすべて任命権者(被告)の「裁量権の範囲内」と断じた。原告は、法律、条例、規則と上位法の委任に基づかない「裁量権の逸脱」についても、詳細に論じてきた。しかし、判決は、上位法との委任関係についての検討さえ行うことなく、本件行政行為の内容を上位法に「特段の規定がない」ことを理由に、実施行政機関に事実上無制限の裁量権を与えることですべて適法とした。およそ、法治主義、法令主義の原則を投げ捨てたかのような裁判所の判断に唾然とするばかりである。

原告と被告の間で争点になり、被告が最後に答えることができなくなった諸点について、また、訴

訟団が多くの陳述者や証拠で具体的に教育が不当な支配を被ると立証した点について、判決は何一つ立ち入った検討を行わなかった。その理由を説明することもなく、ただ判断を回避した。システムが目標管理の中でも最も教育現場に適さないタイプの「自己申告票と1対1面談」を恣意的に採用して行政・校長による教職員の支配に道を開いている点にもまったく触れていない。原告がこの裁判で最大の問題としたシステムが教育に行政の不当な介入をもたらし、子どもの教育を受ける権利を侵害しているという点にも何も答えていない。システムが教育に与える問題をまともに検討しなかった判決には怒りを禁じ得ない。私たちは、判決を読んで大きな違和感を感じた。これは判決なのかという違和感であった。初めから被告支持の結論が決まっていた、それを押しつけるために、被告側主張の論理を継ぎ接ぎしただけではないかということである。被告支持の論理を組み立てるために、被告が行ってきた主張を超える論理を裁判所が作り出しさえしている。判決の中で裁判官が自分で検討したと思われる部分は、被告主張の引き写しよりもっと悪い。システム導入によって実際には大半の教職員の昇給が従来よりも悪くなったのに、何の根拠もなく「悪くなるのは2%、3分の1がよくなる」と信じられないような事実を反する断定を行い、教職員の給与が全体として引き上げになることによって教員の士気が上がるよい制度だと認定するなど、いくつもの箇所で大阪府の主張を超えたり、事実を反することを事実として認定している。また、制度は「多面性・専門性を有する職員の職務の特殊性及び個々の教員だけでなくチームワークによって子どもたちへの教育を行っている」学校現場の特殊性に配慮したものであると断じているが、被告はこのような主張を行ってはいない。

私たちはこの判決は専門家による真剣な検討にも、歴史の批判に耐えられないと考える。私たちはこのような一方的で政治的な判決に怒りを抑えることができない。このような判決を受け入れることはできないし、判例として残しておくことはできない。私たちは即刻控訴の手続きをとり、大阪高裁に闘いの場を移して全力で闘いを続けたいと考えている。

教職員、保護者、市民の皆さんに今後ともご支援とご協力をお願いしたい。

2008年12月25日

新勤評反対訴訟団事務局

12・25法廷・法廷後集会報告

行政に大幅な「裁量」を認める判決に怒り渦巻く

12・25法廷 わずか数分で不当な判決

いよいよ判決法廷。開廷前から多数の支援者が駆けつけ、大法廷内は原告と支援者で埋め尽くされ、多くの支援者が裁判所の外で待機する中での開廷となりました。原告と支援者を合わせて200名以上が結集しました。原告と傍聴者は、熱い視線を吉田裁判長に集中しました。しかし、裁判長は、「については却下、残りは棄却」と言い渡すやいなや、そそくさと法廷を立ち去りました。一瞬の出来事でした。

自己申告票提出義務は存在しないとの訴えは「棄却（原告の主張を認めない）」、自己申告票不提出の理由に給与上の不利な評価を受けない地位の確認については が確認されれば自ずと結論がでるので「却下」（裁判官として判断しない）、退職者については「訴えの利益がない」ので却下、という不当極まる判決でした。

法廷後、参加者は地裁前で緊急に集会。今後も闘い続けようと誓い合い、それぞれ街頭情宣を行い

ました。

法廷後集会 被告側主張のみ採用し、給与での不利益は当然との判決に怒り渦巻く

法廷後の集会には、さらに多くの支援者が駆けつけました。集会冒頭、原告があいついで発言に立ち、不当極まる判決への怒りが会場に渦巻きました。裁判の経緯を知っている者は勝って当然だと考えていたが「司法」の壁は厚い、裁判所は府教委が言ってもいないことを言う、この判決を残しておいてはいけない、職場での怒りを共有したら勝てるのではないか、真実は子どもと保護者が知っている、北海道のようにストライキを構えてでも闘いたい、職場を組織し将来的には組合を動かさねば等々、とても書き尽くせぬ思いが訴えられました。

弁護団は、判決は「提出義務不存在」の請求に対して、「行政裁量権」の枠組みに全てを流し込み、「裁量権の逸脱」が明確でない限りすべて合法であるという内容であることを強調しました。また事実認定においては被告・大阪府の主張と証拠のみを全面的に採用し、原告側の主張・証拠を完全に無視するという判決内容への怒りを表明しました。例えば、「学校教育計画には地域住民や保護者、生徒からの意見が踏まえられている」と裁判所は認定しているが、どこにそんな事実があるのか。府教委が答弁に窮した所は判断を回避している。「認定事実」が真実と異なる部分について、さらにきめ細かい反論が必要であると訴えました。

「君が代斉唱」強制に反対したことを理由に「C評価」、自己申告票不提出を理由に不当な校内人事を強制され、昨年11月に大阪弁護士会による人権救済勧告と要望者を勝ち取った2人の原告は、判決の中の憲法19条の良心の自由をきわめて狭く解釈する判決の不当さ、司法に教育とは何かを教えるつもりが必要と指摘しました。

最後に、事務局の方から12・21集会で提起した諸行動を通じて、システムに対する怒りを広げていこう。訴訟団の声明を広げ、また裁判の中味をわかりやすい言葉で伝えよう。大阪府弁護士会の勧告書、要望書、ILO・ユネスコ勧告を広めよう。3月末にもう一度集会を開き、職場の声を集めていこうと提起しました。次の取り組みに向けた決意を新たに作る集会となりました。

12・21集会報告

判決勝利を期し、システム反対・橋下教育「改革」への批判を強める

去る12月21日、「いま大阪の教育が危ない！12・21集会～撤回させよう評価育成システム～」が新勤評反対訴訟団主催で開催され、約300名もの教職員、市民が集まりました。勤評反対訴訟が大きな広がりを持ち始めたことを証明する集会は、今後のさらに大規模な運動に向けてのスタートとなるものでした。



団長挨拶、基調提起、弁護士報告 裁判の内容での勝利を確認

まず訴訟団団長が2年に亘る訴訟闘争の前進を確認。次いで弁護士が立ち、「裁判闘争は内容的に完全に勝利している、あとは裁判長の判断だ」と被告大阪府を内容的には反論できないまでに追いつめてきた闘いを報告しました。弁護士はさらに、システムを教育

への不当な支配という観点から批判してきたが、子どもたちの教育の権利を不当に侵害し、教員の評価を上げるために子どもをダシに使う、とんでもない制度だということを改めて強調しました。

大内裕和氏講演 新勤評反対訴訟が橋下「教育改革」との闘いで持つ意義を強調

大内氏（松山大学教授）が、「橋下『教育改革』が子どもたちから教育を奪う～新勤評と『格差』のための教育」と題して講演。新勤評反対訴訟が橋下「教育改革」との闘いの中で持つ大きな意義について、さらに新自由主義と国家主義が結びついた教育に対する攻撃の中で持つ意義について熱く語りました。新勤評は憲法23条、26条、教育基本法第6条に違反していると批判。教育が矮小化され、子どもの必要からでなく、行政の目標に子どもたちを縛り付けると厳しく批判しました。また現在起こっている自公政権の危機が、教育基本法改悪や憲法改悪に反対する世論・運動と構造改革による格差拡大への批判とが高まることによってもたらされているとしました。

報告と討論 橋下「改革」に対する様々な立場からの批判が結集

続いて報告と討論が行われ、橋下「改革」に対する批判の声が様々な立場から次々と上げられました。大阪弁護士会は、日の丸・君が代実施に疑義をとらえた生徒を手助けした教員に対してC評価を付けた校長、府教委に対して不当との人権救済勧告書を、また自己申告票未提出を理由に学年主任、教科担当をはずした校長、府教委・市教委への要望書を出したこと、またILO・ユネスコ共同専門委員会が評価システムに対して公然と批判勧告を出したこと。橋下知事が進める「教育改革」、ことに夜スベ・和田中モデルの実態の批判。学校へ橋下知事が持ち込む競争至上主義が教育を歪める、障がい者が切り捨てられる（保護者）、学校現場で働く非常勤職員首切りに反対（非常勤職員、なお非常勤職員の方々がネット署名を呼びかけています。以下のアドレスで協力をお願いします。）等々。

集会は最後に、25日判決に向けみんなが集まろう、今後も評価・育成システム反対の運動を職場、市民の間で強めよう確認し、終了しました。

（ネット署名のアドレス）<http://form1.fc2.com/form/?id=381187>

控訴審を闘い抜くために

訴訟団への財政支援をお願いします！！

控訴審に向けたカンパにご協力を！

「支える会」の会員の更新をお願いします！

・新年度は2008年11月1日～2009年10月31日、年会費は3000円です。

「協力会員」にご登録下さい。

・一口1000円の会費を、毎月引き落とし、または1年分一括12000円の振り込みで納入して下さい。（毎月引き落としを希望される方は、訴訟団事務局へご連絡下さい）。

新たに「支える会」にご入会いただける方をご紹介します。

いずれも振り込み用紙で下記までお振り込み下さい。

郵便振り込み番号 00950-0-252496 加入者名 評価育成システムに反対する会

「新勤評反対訴訟」Webサイト

<http://www7b.biglobe.ne.jp/~kinpyo-saiban/>